

姫島村安全で住みよい村づくり条例

(目的)
第一条 この条例は、姫島村を安全で住みよい村にするため村民の自主的な地域安全活動と生活環境の整備を推進することにより、事件、事故、災害等の未然防止を図り、村民生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)
第二条 この条例において、「村民」とは、姫島村に住所を有する者及び滞在する者並びに村内に所在する土地、建物、商店、事業所等の所有者及び管理者をいう。

(村の責務)

第三条 村は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。
一 村民の地域安全意識の高揚を図るための啓発活動に関すること。
二 村民の自主的な地域安全活動に対する助成その他の支援活動に関すること。
三 村民の生活安全を確保するための環境の浄化及び整備に関すること。
四 その他、この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。
2 村は、前項各号に掲げる事項を実施するときは、関係機関、団体等と緊密な連携を図らなければならない。

(村民の協力)

第四条 村民は、自らの生活安全確保及び地域安全活動の推進に努めるとともに、村が実施する自主的な地域安全活動の推進のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業を営むうえにおいて前条のほか、自主的に行うことができる生活安全上必要とする措置を積極的に講じるよう努めるものとする。

(事件、事故等の多発時における措置)

第六条 村長は、犯罪行為、災害又は交通事故等が多発した場合には、関係機関等と連携して現地調査を実施したうえで、総合的な防止対策を策定し、広く村民ぐるみの防止活動を展開するものとする。

(非常事態宣言)

第七条 村長は、次の各号に掲げる事態が発生した場合において、村民の生活等の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、関係機関等と協議のうえ、当該各号に掲げる宣言を発することができる。
一 災害が発生し、その被害が相当な規模、程度にわたる場合又は今後もその発生が予想される場合
二 災害非常事態宣言
三 交通死亡事故その他の重大な交通事故が多発した場合
四 交通死亡事故等多発非常事態宣言
2 村長は、前項各号の宣言を発した場合は、関係機関等と連携して対策を講じるほか、村民に対する広報啓発活動等を積極的に展開するものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 平成十二年十二月二十一日公布